遠賀川水防災意識社会構築推進協議会

第3回協議会

会　議　資　料

平成29年　5月 29日

事務局：遠賀川河川事務所

●水防法等の一部を改正する法律

背景・必要性

○ 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。

○ 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

⇒ **「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。**

法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

1.「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

○ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。

○ 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。

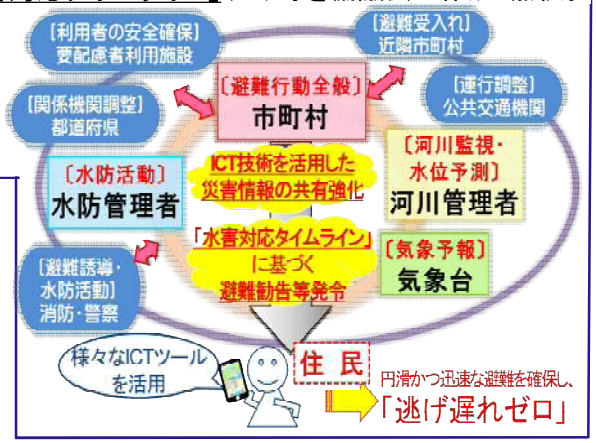

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

○ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

○ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2.「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

○ 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

○ 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率 716/31,208施設(約2%)(2016年3月) ⇒関係機関と連携し、2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率 134/367協議会※(約37%)(2016年12月) ⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定
※ 法定協議会の母数は見込み

水防法等の一部を改正する法律のポイント

資料１－１

逃げ遅れゼロの実現

大規模氾濫減災協議会制度の創設

○ 国及び都道府県知事は、水防法に基づき指定した洪水予報河川・水位周知河川について、協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。

○「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICT技術を活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

＜災害対応のスケジュール表“水害対応タイムライン”＞

浸水実績等の把握及び水害リスク情報の周知

市町村長による浸水実績等の把握

○ 過去の洪水氾濫の際の浸水地点、水深等に係る調査結果を参考に浸水実績等を把握。

○ 河川管理者は、市町村長に必要な援助。

水害リスク情報の周知

○ ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表　など

＜過去の浸水実績図＞

茨城県水戸市

＜電柱に表示＞

兵庫県新温泉町

管理者等による避難確保計画策定等の義務化

○ 要配慮者利用施設に避難確保計画の策定、避難訓練の実施を義務化（現行は努力義務）。

○ 計画を作成しない場合、市町村長が必要な指示。従わない場合は公表。

※ 土砂災害防止法でも同様の措置

社会経済被害の最小化

国等による工事の権限代行

※水機構による代行はフルプラン水系内のダムに限定

都道府県知事等から要請を受け、高度の技術力を要する災害復旧、改良工事・修繕を代行（費用負担は都道府県知事等が自ら実施する場合と同じ）。

＜高度な災害復旧の例＞

平成27年9月関東・東北豪雨における災害復旧工事（宮城県大崎市）

宮川ダムの災害復旧工事（三重県多気郡大台町）

委託を受けて水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与

民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り、下記の権限を行使可能。

緊急通行（法19条）

○ 緊急の必要があるときは、私有地等を通行。

公用負担（法28条）

○ 緊急の必要があるときは、他人の土地等を使用。

＜民間活力を活用した水防活動（イメージ）＞

平成27年9月関東・東北豪雨（鳴瀬川水系吉田川）における水防活動（宮城県大崎市）

浸水被害軽減地区の指定

水防管理者による指定

※ 指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

形状変更行為等の届出

※ 届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則

助言・勧告

＜輪中堤：昭和51年9月 台風17号の際の様子＞

水防法等の一部改正について（要旨）

資料1－1

・近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、水防法等の一部が改正され、平成29年5月12日に成立、5月19日に公布されました。

水防法の主な改正点

大規模氾濫減災協議会の創設 （協議会の法定化） 法第15条の九、十

○**国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川**において、流域自治体、河川管理者等からなる**協議会を組織**。

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設 法第15条の十一

○洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、**過去の浸水実績等**を市町村長が把握したときは、これを**水害リスク情報（※）として住民へ周知する制度を創設**。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援 法第15条の三

○洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する**要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化**（現行は努力義務）し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

本協議会における二級河川での取組について

資料1－2

取組を二級河川へ拡大する背景

①直轄河川での取組

平成27年9月
関東・東北豪雨災害

↓

平成27年12月
「水防災意識社会 再構築ビジョン」策定

↓

平成28年5月
遠賀川水防災意識社会構築推進協議会　設置

②都道府県等管理河川での取組

平成28年8月
北海道・東北地方を襲った一連の台風により、一級河川の支川や二級河川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が発生

↓

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について（平成28年10月7日付け国水河計第78号）
「水防災意識社会 再構築ビジョン」の県管理河川への設置を要請

↓

遠賀川水防災意識社会構築推進協議会での取組を二級河川へ拡大

対象となる二級河川

・北九州市（八幡西区）	金山川、割子川、撥川、金手川
・岡垣町	矢矧川、汐入川
・赤村	今川（上流）

今後の協議会での進め方について

今回

①本協議会の取組を二級河川へ拡大

・今回の協議会において、二級河川への拡大を協議会に諮ります。

②現状の水害リスク情報や取組状況の共有

・二級河川におけるリスクや取組状況について情報共有します。

↓

③地域の取組方針の作成

・二級河川における「地域の取組方針」について取りまとめます。（H29年度中予定）
（遠賀川流域のものをもとに取りまとめる予定。）

H30年3月までに

↓

③地域の取組方針の公表

・次回の協議会開催時に審議に諮り、「地域の取組方針」を公表する予定。

H30年の出水期までに

↓

⑤フォローアップ

・遠賀川水防災意識社会構築推進協議会の運営に併せて、二級河川における取組について実施状況を確認します。

順次

本協議会における二級河川での取組について

資料1－2

【福岡県】水防災意識社会推進協議会ブロック検討（案）

遠賀川推進協議会で対象となる二級河川

- 北九州市（八幡西区）
  金山川、割子川、撥川、金手川
- 岡垣町
  矢矧川、汐入川
- 赤村
  今川（上流）

水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保1

資料1－2

水害リスク情報等の共有（洪水浸水想定区域）

○ 計画の基本となる降雨を対象とした洪水浸水想定区域を県のＨＰ等で公表。
（公表ＵＲＬ：http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinsui-soutei.html）

○ 今後、想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域についても順次作成を予定。

洪水浸水想定区域図の例（１級水系）

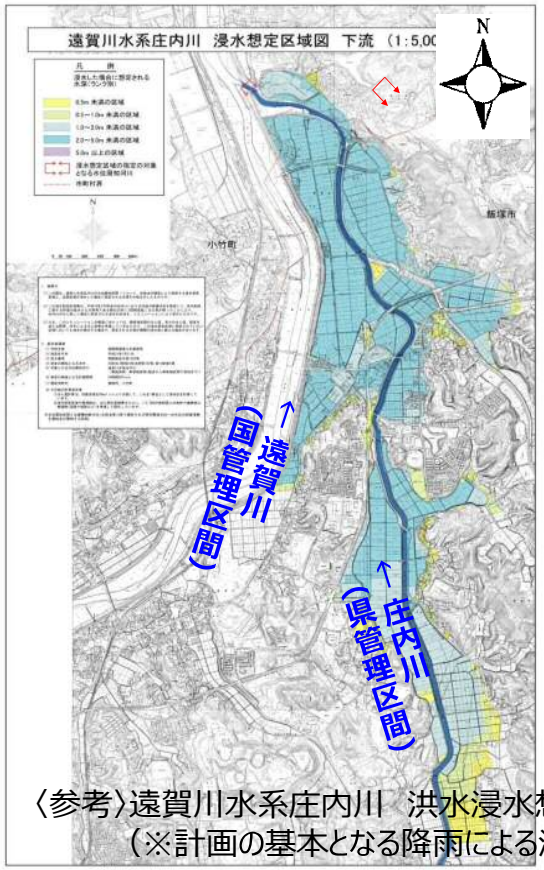

※ 指定状況

遠賀川、建花寺川
泉河内川、穂波川
庄内川、西川

〈参考〉遠賀川水系庄内川　洪水浸水想定区域図（下流）
（※計画の基本となる降雨による浸水想定区域図）

洪水浸水想定区域図の例（２級水系）

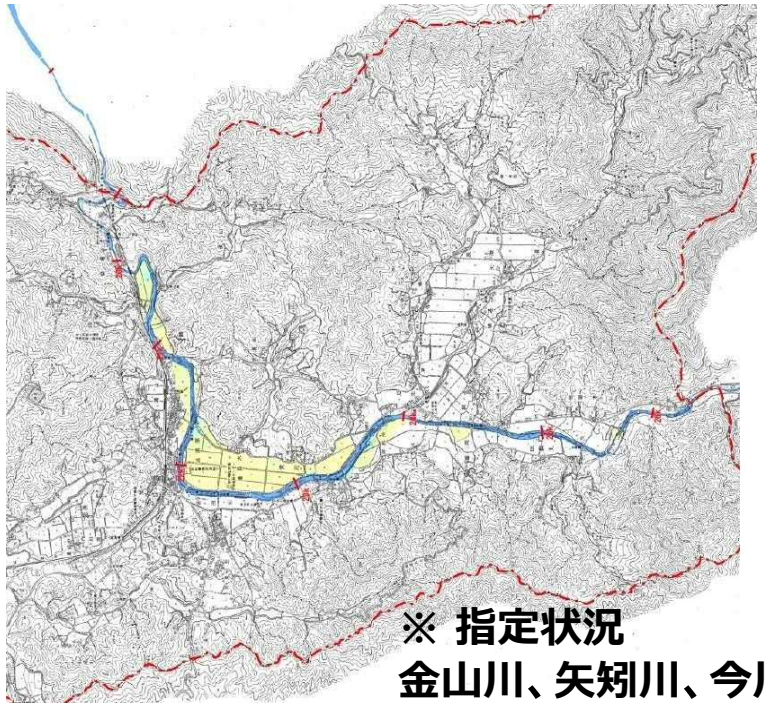

※ 指定状況
金山川、矢矧川、今川

〈参考〉今川洪水浸水想定区域図（上流）
（※計画の基本となる降雨による浸水想定区域図）

水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保2

資料1－2

要配慮者利用施設における確実な避難（施設管理者等の理解促進）

○ 水害時の避難に関する理解を深めるため、施設管理者を対象とした防災情報等に関する説明会を関係機関と連携して実施

○ 今後も、関係機関と連携し、理解促進のための取組を実施予定

福岡市民会館での開催状況

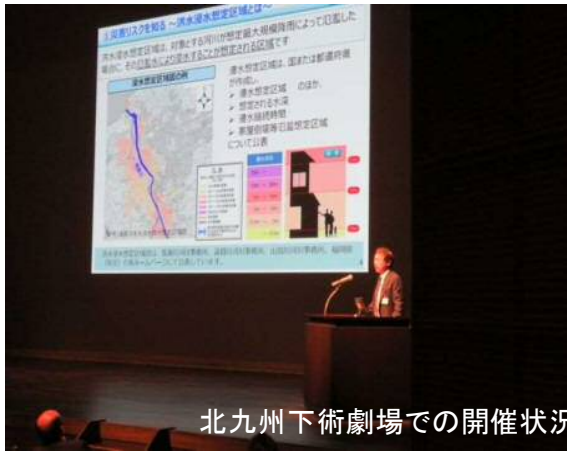

北九州下術劇場での開催状況

◆説明内容

1. 防災気象情報について（福岡管区気象台）
2. 水害に備えて　　（九州地方整備局）
3. 土砂災害に備えて　（福岡県砂防課）
4. 避難計画について　（福岡県消防防災指導課）

◆開催日時、参加施設数

開催日時	開催地区	開催会場	参加施設数
平成２９年１月２６日	北九州	北九州芸術劇場	206 施設
平成２９年１月３１日	筑後南部	大牟田文化会館	200 施設
平成２９年２月　１日	福岡	福岡市民会館	260 施設
平成２９年２月　２日	筑豊	飯塚コスモスコモン	220 施設
平成２９年２月　７日	筑後北部	ピーポート甘木	179 施設

的確な水防活動や迅速な復旧等のための取組2

資料1－2

災害復旧実務者の育成活動

○迅速な災害復旧のため、出水期前に実務者に対し講習会や研修を実施。

○研修では、現地調査から査定設計書の作成、さらに模擬査定の演習を行い、災害復旧実務の流れを習得しています。

ブロック講習会

災害復旧実務研修

災害復旧実務講習会

住民等の防災意識向上に向けた取組1

資料1－2

- 災害に備え、平常時から地域で協力・援助体制を確立する方法や、災害時に要配慮者を安全に避難誘導する方法などを分かりやすくまとめた防災啓発パンフレット「みんなでつくろう災害に強いまち」を作成し、地域住民等に配布しています。
- 「福岡県避難行動要支援者避難支援事業」、「福岡県自主防災組織リーダー研修会」、「福岡県地域防災シンポジウム」、「ふくおか県政出前講座」などを通じて、防災情報の入手方法、自助・共助の重要性、自主防災組織の活性化などの理解を深める講演や災害図上訓練を実施しています。

福岡県避難行動要支援者避難支援事業

福岡県自主防災組織リーダー研修会

広域的な減災協議会への規約の改定について

資料1－3

「水防法の一部改正」及び、本協議での取組範囲を拡大（二級河川を含む）する事を踏まえ、現協議会の規約を改定する。

○協議会の法定化　法律第15条の九　に「大規模氾濫減災協議会」を組織すること、および、協議会の主旨（目的等）が記載された。

○遠賀川水系と合わせ近隣の二級河川が対象河川となる。

現規約の主な改定点

①「協議会の名称」 および 「目的」の記載変更。

●協議会名称（規約第1条）：「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」 へ改訂。

●目的（規約第2条）：　法律上の協議会の内容を踏まえ、記載を修正。

②「事務局」の追加。

●事務局（規約第7条）：　二級河川に係る運営が必要となることから、事務局の「遠賀川河川事務所」に「福岡県県土整備部河川課」を追加。

③「設置期間」の削除。

●設置期間（規約第11条）：　協議会が法定化されたため、設置期間の記載を削除。
※取組方針は、現状を継続し5年間を目標に実施する。

規約の新旧対照表　（修正案）　H29 年 5 月 29 日版

資料１－３（別紙）

改　正　案	現　行
遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会規約	遠賀川水防災（みずぼうさい）意識社会構築推進協議会規約
（名　称） 第１条　本会の名称は、遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）とする。	（名　称） 第１条　本会の名称は、遠賀川水防災意識社会構築推進協議会（以下「協議会」という。）とする。
（目　的） 第２条　協議会は、水防法第１５条第９項及び第１０項に基づき、遠賀川圏域において、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資するハード対策及びソフト対策の取組を、関係する機関が連携し、総合的かつ一体的に推進することを目的とする。	（目　的） 第２条　平成２７年９月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生し、また、今後、気候変動等により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想される。 本協議会は、これを踏まえ、遠賀川流域において大規模な洪水氾濫が発生した場合においても、被害の軽減を図るため、河川管理者、気象台、県、市町村等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を構築することを目的とする。
（対　象） 第３条　協議会で対象とする遠賀川圏域は以下のとおりとする。 遠賀川水系、今川水系のうち田川郡にかかる区域、撥川水系、割子川水系、金手川水系、金山川水系、矢矧川水系、汐入川水系	
（組　織） 第４条　協議会は（別表－１）に掲げる委員をもって構成する。	（組　織） 第３条　協議会は（別表－１）に掲げる委員をもって構成する。
（役　員） 第５条　協議会は、次の役員を置く。 会　長　１名 副会長　３名	（役　員） 第４条　協議会は、次の役員を置く。 会　長　１名 副会長　３名
（会　長） 第６条　会長は、遠賀川河川事務所長をもって、これに充て会務を運営する。 ２　会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。 ３　会長は、第４条によるもののほか、必要に応じて構成員以外（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。	（会　長） 第５条　会長は、遠賀川河川事務所長をもって、これに充て会務を運営する。 ２　会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。 ３　会長は、第３条によるもののほか、必要に応じて構成員以外（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。
（副会長） 第７条　副会長は、直方市長、飯塚市長、田川市長をもって、これに充てる。 ２　副会長は、会長を補佐するものとする。	（副会長） 第６条　副会長は、直方市長、飯塚市長、田川市長をもって、これに充てる。 ２　副会長は、会長を補佐するものとする。

（幹事会） 第８条　協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 ２　幹事会は、（別表－２）に掲げる委員をもって構成する。 ３　幹事長は、遠賀川河川事務所技術副所長をもって、これに充て会務を運営する。 ４　幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。 ５　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 ６　幹事長は、第２項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。	（幹事会） 第７条　協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 ２　幹事会は、（別表―２）に掲げる委員をもって構成する。 ３　幹事長は、遠賀川河川事務所技術副所長をもって、これに充て会務を運営する。 ４　幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。 ５　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 ６　幹事長は、第２項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。
（事務局） 第９条　協議会及び幹事会の事務局を、遠賀川河川事務所及び福岡県県土整備部河川課に置く。	（事務局） 第８条　協議会及び幹事会の事務局を、遠賀川河川事務所に置く。
（協議会の実施事項） 第10条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取り組み状況等について共有する。 二　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び早期の復旧を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 三　毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を行う。 四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。	（協議会の実施事項） 第９条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取り組み状況等について共有する。 二　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び早期の復旧を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 三　毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を行う。 四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。
（会議の公開） 第11条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 ２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。	（会議の公開） 第10条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 ２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。
（協議会資料の公表） 第12条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 ２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。	（協議会資料の公表） 第11条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 ２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。
（削　除）	（設置期間） 第12条　協議会の設置期間は、平成３３年３月３１日までとするが、委員の決議により期間を延長することができる。

（雑則） 第13条　協議会の規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 （附則） 第14条　この規約は、平成２８年５月２３日から実施する。 平成２９年５月２９日 改正（協議会名称の改正等）	（雑則） 第13条　協議会の規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 （附則） 第14条　この規約は、平成２８年５月２３日から実施する。

（別表－１）

遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会構成機関

九州地方整備局	遠賀川河川事務所長	
気象庁	福岡管区気象台長	
福岡県　総務部	防災危機管理局	防災企画課長
		消防防災指導課長
県土整備部	河川課長	
	直方県土整備事務所長	
	北九州県土整備事務所長	
	田川県土整備事務所長	
	飯塚県土整備事務所長	

北九州市長
直方市長
飯塚市長
田川市長
中間市長
宮若市長
嘉麻市長
芦屋町長
水巻町長
岡垣町長
遠賀町長
小竹町長
鞍手町長
桂川町長
香春町長
添田町長
糸田町長
川崎町長
大任町長
福智町長
赤村長

（別表－１）

遠賀川水防災意識社会構築推進協議会構成機関

九州地方整備局	遠賀川河川事務所長	
気象庁	福岡管区気象台	気象防災部長
福岡県　総務部	防災危機管理局	防災企画課長
		消防防災指導課長
県土整備部	河川課長	
	直方県土整備事務所長	
	北九州県土整備事務所長	
	田川県土整備事務所長	
	飯塚県土整備事務所長	

北九州市長
直方市長
飯塚市長
田川市長
中間市長
宮若市長
嘉麻市長
芦屋町長
水巻町長
岡垣町長
遠賀町長
小竹町長
鞍手町長
桂川町長
香春町長
添田町長
糸田町長
川崎町長
大任町長
福智町長
赤村長

（別表－２）

遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会（幹事会）構成機関

九州地方整備局　　遠賀川河川事務所　技術副所長
気象庁　　福岡管区気象台　予報課長
福岡県　総務部　　防災危機管理局　防災企画課　課長補佐
　　消防防災指導課　課長補佐
　　県土整備部　河川課　課長補佐
　　直方県土整備事務所　用地課長
　　北九州県土整備事務所　用地課長
　　田川県土整備事務所　用地課長
　　飯塚県土整備事務所　用地課長
北九州市　建設局　河川整備課長
　　若松区　総務企画課長
　　八幡西区　総務企画課長
直方市　総合政策部　総務・コミュニティ推進課長
飯塚市　総務部　防災安全課長
田川市　総務部　安全安心まちづくり課長
中間市　総務部　安全安心まちづくり課長
宮若市　総務部　総務課長
嘉麻市　防災対策課長
芦屋町　総務課長
水巻町　総務課長
岡垣町　地域づくり課長
遠賀町　総務課長
小竹町　総務課長
鞍手町　総務課長
桂川町　総務課長
香春町　総務課長
添田町　防災管理課長
糸田町　総務課長
川崎町　防災管財課長
大任町　総務企画財政課長
福智町　総務課長
赤村　　総務課長

（別表－２）

遠賀川水防災意識社会構築推進協議会（幹事会）構成機関

九州地方整備局　　遠賀川河川事務所　技術副所長
気象庁　　福岡管区気象台　予報課長
福岡県　総務部　　防災危機管理局　防災企画課　課長補佐
　　消防防災指導課　課長補佐
　　県土整備部　河川課　課長補佐
　　直方県土整備事務所　用地課長
　　北九州県土整備事務所　用地課長
　　田川県土整備事務所　用地課長
　　飯塚県土整備事務所　用地課長
北九州市　建設局　河川整備課長

　　八幡西区　総務企画課長
直方市　総合政策部　総務・コミュニティ推進課長
飯塚市　総務部　防災安全課長
田川市　総務部　安全安心まちづくり課長
中間市　総務部　安全安心まちづくり課長
宮若市　総務部　総務課長
嘉麻市　防災対策課長
芦屋町　総務課長
水巻町　総務課長
岡垣町　地域づくり課長
遠賀町　総務課長
小竹町　総務課長
鞍手町　総務課長
桂川町　総務課長
香春町　総務課長
添田町　防災管理課長
糸田町　総務課長
川崎町　防災管財課長
大任町　総務企画財政課長
福智町　総務課長
赤村　　総務課長